

市民公開講座と自治体問題研究所・地域研究所中国ブロック活動交流会

日時：2016年12月17日

場所：広島県健康福祉センター

市民公開講座

13：30～14：30

「連携中枢都市圏構想と地方自治」

講師：村上博（広島自治体問題研究所理事長）

休憩

中国ブロックの報告・交流

14：40～16：30

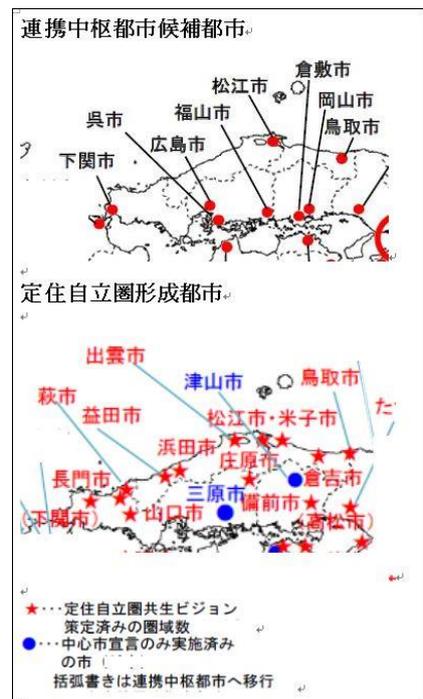
○岡山県

○広島市

○福山市

各地からの報告

質疑応答



主催 広島自治体問題研究所 広島市中区大手町 5-16-18

☎(082)241-1713 ✉ hjitiken@urban.ne.jp

「連携中枢都市圏構想と地方自治」

村上博（広島自治体問題研究所理事長）

はじめに

・東京一極集中と地方政策

グローバル企業主導型の経済成長モデル

（内田樹：世界は脱グローバル化の時代に入っており、日本の反歴史的な暴走）

東京をグローバル経済都市として再編（リニア新幹線）→地方切り捨て

地方の反乱の防止：「まち・ひと・しごと創生法」（2014年11月28日施行）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指す

地方版総合戦略の策定が2015年度中にほぼ全ての自治体で完了

→経済成長を担う可能性のある地域とそうでない地域との峻別

→新自由主義的改革の一環としての地方構造改革の中での広域行政政策

・平成の自治体合併後の定住自立圏構想・連携中枢都市圏構想

第31次地制調「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（2016年3月16日）

「連携協約制度を活用して、現在形成が進んでいる連携中枢都市圏や定住自立圏」が「人口減少社会に的確に対応するためのプラットフォームとして重要」。

←→自治体間の連携は、住民のいのちと暮らしを保障するために必要な手法ではあるが、現行の広域連携は、制度論としては道州制導入のための条件整備としての役割を果たし、新たな自治体合併をもたらす可能性もあり、憲法原理である地方自治の保障に逆行するものである。

定住自立圏は生活条件の整備を主目的とするが、連携中枢都市圏は、①圏域全体の「経済成長のけん引」を中心に、②高次都市機能の集積・強化、③圏域全体の生活関連機能サービスの向上を行う。

→連携中枢都市圏の61中心都市の振興は「人口のダム」形成には役立つだろうが、中小都市や農村内町村からの人口吸引を強めてその衰退を助長する可能性が高い。

→条件不利地域の切り捨て

（*森裕之『公共施設の再編を問う』自治体研究社、2016年、森川洋「2010年の人口移動からみた日本の都市システム」人文地理68巻1号、2016年）

・指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会「都市の自律性向上と地方

創生の推進に向けた共同提言」(2016年11月8日)

地域の実情に合わせた市町村間の連携が進むよう、連携中枢都市圏構想の対象要件の緩和などを求めた。

1. 定住自立圏制度(2008年～)

人口減少社会となった近年、もっとも実績のある地方圏構想は、定住自立圏構想である。「過疎集落等の維持・活性化」と「連携中枢都市圏の形成」の間にあって、日本全国をもっとも網羅的にカバーしているのは、定住自立圏である。(辻塚也、2015年)。2016年4月1日現在で108圏域。特別交付税による包括的財政措置も、開始当初は、中心市4,000万円、近隣市町村1,000万円程度だったが、2014年度から中心市8,500万円程度、近隣市町村1,500万円程度に大幅に拡充されている。

←→定住自立圏構想は、規制緩和と地方分権が一体となった政策

定住自立圏構想は、平成の市町村合併(1999年～2010年3月末)を通じた市町村の一定の規模拡大を前提に、都道府県の存在意義を改めて問う機能を果たすことによって、「国のかたち」にかかわる都道府県の廃止を前提とする道州制の導入を推進する政策となっている。また定住自立圏構想は、東京圏と並ぶ「暮らしを支える機能」を地域に確保するために、暮らしに必要な民間活力を重視することによって、「新しい公共」の具体化として、行政の民間化を進める政策となっている。公共サービスを民間に委ねることによって公費も削減でき、市場の拡大によって経済成長も図ることができる。

・定住自立圏構想研究会報告書(2008年5月15日)

人口が減少する「過密なき過疎」の時代を迎え、もはや全ての市町村にフルセット型の生活機能を整備するという完結型サービスは困難

・「骨太の方針2008」(2008年6月27日閣議決定)

「都市機能の集約化とネットワーク化」の項目で、定住自立圏構想をプラットフォームとして、具体的な圏域形成を進める

→総務大臣を本部長とする「地域力創造本部～定住自立圏構想推進のために～」設置

・法律ではなく、「定住自立圏構想推進要綱」(2009年4月1日施行)に基づく

「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、既存の施設等の集約化を進め、効率化やスリム化を実現することを基本とする。

圏域を構成する市町村が協定等によって圏域マネジメントを行う。中心市が圏域マネジメントの戦略本部となり、圏域全体のサービス提供を図っていく。

- ① 生活機能の強化(休日夜間診療所の運営、病児・病後保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成等)
- ② 結びつきやネットワークの強化(デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備等)

- ③ 圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい等）

定住自立圏構想の中心市として選定された 264 市（2016 年 3 月現在）

2016 年 10 月 1 日現在：宣言中心市 130、協約締結等圏域数 112、ビジョン策定圏域数 104、協約締結等市町村数は 476 市町村

→「まち・ひと・しごと創生総合戦略」：

国が 2020 年までに達成すべき KPI は 140 圏域

- ・要件を充たしながら、中心市宣言をしていない市には、市町村合併が大きく進んだ広島県があり、合併経過期間後の合併市町村に定住自立圏構想を適用すべきかどうかは課題となっている(辻塚也、2015 年)

・評価

辻塚也（2009 年）

市町村の中には、定住自立圏に批判的な見解を示す団体がある。

- ① 行政機能・民間機能を問わず生活に必要な都市機能は中心市に集積しており、それを充実させるものであること、②それを前提に、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるものであること、③人口が多く事業を担う中心市により多くの特別交付税が措置されること、④「中心」市・「周辺」市町村という呼称が、周辺とされた市町村に疑心暗鬼を誘いやすい
- 中心市の要件を充たす都市のなかには、この程度の財政措置で周辺市町村にサービスを提供させられることを警戒する見解もある。

辻塚也（2015 年）：3つの課題

- ① どこまで経済成長の牽引をはかり、圏域全体の雇用創出を担うことができるか
- ② 痛みが伴う公共公益施設の見直しや都市計画・土地利用の見直しにどこまで踏み込むことができるか
- ③ 圏域全体としての出生率向上対策

←→一般論：中心市がイニシアティブを握り、それに周辺自治体が従属する。

周辺自治体の自治を侵害するおそれがある。

個別論：中心市と周辺町村がそれぞれ自律的な市町村計画を持ち、対等平等に地域の将来を展望していくなら、定住自立圏構想も、小規模自治体の生き残りに欠かせない広域連携の1つの手段となる可能性がある。

2. 連携中枢都市圏制度（2015 年 1 月～）

政令指定都市や中核市など比較的規模の大きい体力のある都市に、定住自立圏未着手の団体が目につく。これら潜在的に力のある団体を圏域全体の振興に向けるために、

定住自立圏をベースに発展されたのが連携中枢都市圏構想である（辻塚也、2015年）

・自民党の政権公約 2014 :

道州制の導入に向けて、国民的合意を得ながら進めてまいります。導入までの間は、地方創生の視点に立ち、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体の機能強化を図ります。

・2014年地方自治法改正：連携協約（252条の2）

・「「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」（2014年12月27日閣議決定）

連携中枢都市圏についての2020年の成果目標を「全ての（61）対象都市圏において『連携中枢都市圏』が形成されるよう努める。

国土形成計画法における国土形成計画への反映を行う。

民間事業者等との連携を図り、都市圏としての取組みを強めて行く。

・「まち・ひと・しごと総合戦略（2015年改正版）」（2015年12月24日）

隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合も含む。

→総務省は2016年度、「人口20万人以上」とする中心市の条件を緩和。隣接する10万人程度の2市でも中心市になれるよう要綱を改定した。

・連携中枢都市に対する財政措置：

普通交付税：

「経済成長の牽引」及び「高次都市機能の集積・強化」に対する財政措置
圏域人口に応じて算定（圏域人口75万の場合、約2億円）

特別交付税：

「生活関連機能サービスの向上」野取組みに対する財政措置

1市当たり年間1.2億円程度を基本、事業費を勘案して算定

→「選択と集中」の名の下に、交付金は中心都市に集中投下され、広域中心都市（または県内中心都市）をさらに発展させることになる。

連携中枢都市圏における自治体間の連携は、差別的役割分担であることが前提（本多）。

たとえば連携協約によって図書館サービスの提供を連携中枢都市がもっぱら担うことになった場合、図書館の利用については連携中枢都市が定める条例によることから、当該事務を担当しない連携市町村の住民自治が及ばない領域が生まれる。

連携市町村の役割が生活関連機能に限定される結果、連携市町村の区域の空洞化が進行するおそれがある。

→連携中枢都市の振興は地方圏のなかの活力ある広域中心都市や県庁都市を一層活性化させるが、圏域外をも含めた地方圏全域の活性化にはつながらない。連携中枢都市は圏域外の地方中小都市との競合も強め、地方中小都市の衰退を助長する可能性がある。

連携中枢都市の振興は農村部町村や地方中小都市から連携中枢都市への人口流出を強化するし、通勤圏外の地域では人口減少や高齢化をさらに助長し、消滅集落を排出させる。

地方圏のうちでも連携中枢都市圏内に含まれる条件の整った地域だけを活性化させ、2020年以降には連携中枢都市圏として共通の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、圏外の条件不利地域を見捨てることを意味する。

←圏域内の支援が圏域を越えてまで波及効果を発揮することはない。

→地方圏における地域格差が一層顕在化する。

将来、無住地域が広がり国土が荒廃すれば、都市住民にとっても飲料水の確保や災害発生など多大の不利益を被るであろう。(森川)

2. 中国地域の現状

・新幹線の主要駅を抱える各都市の競争(朝日新聞 2016年10月20日)

それぞれが核として成長→公共交通網の拠点となる駅周辺

1) 連携中枢都市圏構想

① 岡山市

2015年度総務省委託事業を受託

駅前再開発の協議が始まる

② 高梁川流域連携中枢都市圏(倉敷市)

7世紀後半の備中国領域とほぼ圏域を同じくする。

③ 備後圏域(福山市)

2015年度から全国に先駆けて連携中枢都市圏構想の取り組みを開始

江戸時代以前は備後国として一体であった地域(広島県と岡山県)

連携市町の一部に「合併につながる」という懸念があった(総務省)。

高次の都市機能の集積・強化: 高度な医療サービスの提供(総務省)

福山市民病院の救命救急センターやがん医療に係る医療機器の整備等

福山市は、備後圏域の重要拠点である駅前再生推進室を新設(10月20日)

JR福山駅前の再生は、枝広市長の最大の公約・最優先施策

異例といえる年度途中での組織改編

庁内組織「福山駅前再生プロジェクト」を新設

2016年度、福山駅前再生ビジョンのたたき台を策定する

2017年度中に、機能や手法を盛り込んだ再生ビジョンを策定する

スポーツ施設を造る発想も夢がある(中国新聞12月6日)

2016年度中に発足させる産業・金融・大学等の外部委員の協議会の意見

2017年度中にビジョンを策定予定(中国新聞11月26日)

人口減少社会のモデルを目指す

福山商工会議所：2016年11月1日、中心市街地再生・活性化特別委員会設置
県も、県東部の拠点都市の顔づくりの方針を評価（2016年11月25日）

第5次市総合計画基本構想（2016年12月1日）

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会

地域公共交通の網形成計画（2017年3月）

びんご圏域活性化戦略会議（2016年11月28日）

初年度の2015年度実施の約60事業の事業評価を確認

産業支援拠点 Fuku-Biz を2016年12月6日に開設

備後地域地場産業振興センターが運営、2017年度より2人体制

福山市公共施設等サービス再構築基本方針（中国新聞16年12月8日）

2016～25年度の10年間で、統廃合等で総量を縮小

地域交流施設の再整備基本方針（15年6月）：

交流館を小学校区に1施設を基本に整備：水呑交流館18年度開館

学校統廃合計画の市立9小中

④ 広島広域都市圏（広島市）

経済成長のけん引：中小企業への支援（総務省）

生活関連機能サービスの向上：病児・病後児保育の広域利用（総務省）

2016年10月：15市町の31か所の病児保育施設に委託（中国新聞12月9日）

広島市、呉市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、安芸太田町

熊野町、坂町+竹原市、安芸高田市、江田島市、北広島町、世羅町

県女性対応課：通勤圏が重なる山口県境の市町にも拡大

駅前再開発

拙稿：住民と自治2016年4月号参照

⑤ 呉市（旧特例市）

2016年度新たな広域連携促進事業委託団体

2016年4月1日中核市移行

←連携中枢都市宣言を行うには、施行時特例市は中核市に移行せざるを得ない。

「広島中央地域連携中枢都市圏」形成

既存圏域の「広島県中央地域振興対策協議会」を構成する5市5町（呉市、竹原市、三原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町）

2016年5月30日議会説明

高齢者の雇用の創出や生活習慣病の重症化予防事業等の連携策を検討する。

広島市を中心とする連携中枢都市圏との関係等の整理をする。

広島市の圏域から離脱することはないとみられている。

⑥ 山口県央連携中枢都市圏域

2016 年度新たな広域連携促進事業委託団体事業

山口市と宇部市を中心とする複眼型連携中枢都市圏の形成

山口市と宇部市という隣接する 10 万人程度の 2 市による全国初のケース

山口市と宇部市は 11 月 28 日、連携中枢都市を形成すると宣言した。

2017 年 3 月を目途に、連携協約や圏域ビジョンの策定を終えたい考え。

圏域全体での高次都市機能の活用・強化や食による圏域ブランドを確立し
交流人口の拡大や飲食業分野の雇用創出を図るとともに、観光への付加価値を高め、圏域全体の経済活性化・一体感の創出を目的とした事業を展開するために施行的事業の実施や産学金官民の関係者との検討を進める。

山口県では、下関市以外では両市のみがエリアの核となる「中心市」の要件を充たす。山口県では、山口市・宇部市間には相互に人口移動が卓越し、山口市は萩市を従属させるだけで、下関市は北九州市を、周南市、岩国市、柳井市は広島市をそれぞれ上位都市として県内の勢力圏が分裂しており、県内中心都市の存在は不明瞭となる。

山口宇部空港や JR 新山口駅を玄関口とする。新山口駅前を 3 つに分けて再開発が進む。

⑦ 下関市

2015 年 9 月 30 日中枢都市宣言

2015 年 12 月 18 日「下関市連携中枢都市圏形成方針」策定

2016 年 3 月 29 日「下関市連携中枢都市圏ビジョン」策定

2016 年 6 月、一部事業追加

⑧ 鳥取市

現在は県境型・圏域重複型（豊岡市圏域）定住自立圏を形成

2016 年度新たな広域連携促進事業委託団体

2018 年 4 月 1 日に中核市移行に合わせて圏域形成を目指す。

これまで、定住自立圏を形成してきた圏域に兵庫県香美町を加えた 1 市 6 町

山陰東部圏域全体の発展に向けた連携中枢都市圏の形成を視野に入れる

定住自立圏で取り組んできた観光振興、移住定住施策を更に深化・充実させると共に、企業誘致や保健医療・環境衛生行政の拠点整備に取り組む。

鳥取県は 2 つの県内中心都市（米子市、鳥取市）

JR 鳥取駅前の道路整備←2019 年度に鳥取市役所が近くに移転

⑨ 松江市

2) 定住自立圏構想

・ 県境型圏域

- ① 松江市/米子市：中海（県境の湖）の水質保全
- ② 備前市を中心市とする圏域：広域観光ルートの設定

・ 複眼型圏域：

- ① 松江市/米子市を中心市とする圏域

・ 合併1市圏域型圏域

- ① 浜田市
- ② 出雲市
- ③ 山口市
- ④ 庄原市
- ⑤ 長門市

・ 一般的圏域

- ① 倉吉市
- ② 益田市
- ③ 萩市

3. 連携中心都市圏の問題点

1) 立地適正化計画

2014年都市再生特別措置法改正：

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を掲げて、立地適正化計画を導入
立地適正化計画における区域指定の基本型：3層で構成される区域指定

- ① 誘導区域外の区域、②居住誘導区域、③都市機能誘導区域

立地適正化計画は、都市計画と交通計画という2つの制度の連携を1つの法的計画の中に制度化しようとするもの。

立地適正化計画は、財政・金融・税制の活用を居住や都市機能の誘導の実効化のための手段として制度化したもの。

立地適正化計画の誘導による変化は、もっぱら居住誘導区域内及び都市機能誘導区域内における財政・金融・税制上の支援措置を通しての誘導面においてのみ生じる。公共交通施設との連携や民間施設も含む都市的諸施設の適正配置というこれら元々都市計画の隣接分野であった事項が、今や都市計画にとって必要不可欠の、コアな構成要素へと変容している。そこで、多様化する構成要素を統一的視点から包接し、有意義な方向へ方向づけるために、市町村マスタープラン（「市町村の都市計画に関

する基本的な方針」が果たすことを期待される役割はますます増大する。
(亙理格「立地適正化計画の仕組みと特徴」吉田・角松編『都市空間のガバナンスと法』信山社、2016年)

2) 広島市

生活関連機能サービス（都市的サービス）よりも「経済成長のけん引」は中心都市に課せられた高次の任務と考えられるので、中心都市の通勤圏は連携中心都市圏の全域には広がらないので、中心都市の機能だけを強化すれば圏域から人口を吸引する「小東京」となる可能性が強い。

高次都市機能の弱い人口 20 万人未満の地方中小都市は、わが国経済の中心部から取り残された存在であるので、連携中枢都市圏の中心都市の振興はその間のギャップをより顕在化する。

(森川洋「連携中枢都市圏構想の問題点について再度考える」自治総研 457号 2016年)

4. 対抗戦略

1) 全国知事会

東京一極集中是正のための緊急決議（2016年11月）

「東京一極集中是正の抜本対策に係る立法措置」

- ・東京圏への人口の過度な集中を是正するための大規模事業所及び大学の立地等に関する特別措置法
- ・「地方創生回廊」の早期完備：全国を1つの経済圏に統合する

2) その他

・本多論文

地域にある行政資源の再活用、たとえば住民参加による公共施設の多機能化等を通じた地域づくりや地域内再投資力を強化することを基礎に置くべき。連携中枢都市に依存することなく、自主性を確保するためには、連携市町村・圏域外の市町村との連携を図ることを追求する。それを補完するために、市町村は当該区域内の地域間の連携と市町村間の連携を進め、それを都道府県が補完するといった、市町村と都道府県からなる地方自治の二層制の機能回復を図る。都道府県は、政令指定都市や中核市以外の市町村の区域で責任を負っている事務（保健所事務等）を連携中枢都市に委託・移譲することに慎重でなければならない。

・森川論文

人口減少時代に求められる地域政策は、東京一極集中の問題だけではなく、農村部における人口減少を抑制し、過疎化や集落消滅の進行を阻止することにある。

定住自立圏の中心市にも「経済成長の牽引」に係わるある程度の機能を分担させるのが望ましい。

おわりに

市町村と道府県による二層制の地方自治保障の充実が求められる。

まず、市町村における住民自治を保障するために、小規模な自治の単位が確立されなければならない。つぎに市町村間の連携については、連携する各市町村の規模の大きさに関係なく、それぞれの施策が尊重されなければならない。したがって連携によらず、各自治体が自ら実施する業務とは何かを自主的に決定しなければならない。それを前提にして、都道府県による市町村支援機能が強化されなければならない。これらの広域連携の積み重ねを通じて、自治の総量の拡大を図る自治の実践が期待される。

参考文献

- ・ 村上博「定住自立圏構想の現況と課題」季刊自治と分権 42号、2011年
- ・ 同「広域連携の問題点と課題」季刊自治と分権 61号、2015年
- ・ 同「広島県内（福山市・広島市）の連携中枢都市圏を問う」住民と自治 2016年4月号
- ・ 本多滝夫「連携中枢都市圏構想からみえてくる自治体間連携のあり方」同上
- ・ 辻琢也「地方都市圏の現況とこれからの広域行政」自治フォーラム 599号、2009年
- ・ 同「人口減少社会における定住自立圏構想の現況と課題」地域開発 609号、2015年
- ・ 森川洋「連携中枢都市圏構想の問題点について再度考える」自治総研 2016年11月号
- ・ 亘理格「立地適正化計画の仕組みと特徴」吉田・角松編『都市空間のガバナンスと法』信山社、2016年

2016年12月17日

①岡山県下における連携中枢都市圏について

	連携中枢都市圏			定住自立圏
名称	備後圏域	高梁川流域	岡山都市圏域	東備西播定住自立圏
協約締結日	2015年3月25日	2015年3月27日	2016年10月11日	2009年12月25日
参加自治体	福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、 笠岡市、井原市 （6市2町）	倉敷市、新見市、高梁市、 総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市 （7市3町）	岡山市、津山市、玉野市、 総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町、吉備中央町 （8市5町）	備前市、赤穂市、上郡町（兵庫県）（2市1町）
中心都市	福山市	倉敷市	岡山市	備前市
協約に書かれている目的	福山市及び笠岡市の区域における事務を協力して処理することにより、6市2町の区域で構成される圏域全体の 経済成長 をけん引するとともに、 住民が安心して豊かな暮らしを営むことができる圏域の形成 に資することを目的とする。（福山市と笠岡市の連携協約より）	人口減少・少子高齢化社会にあっても、 住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成 に協力して取り組むため、圏域全体の 経済成長、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上 に関する事務を処理するための基本的な方針及び役割分担を定めるものである。（倉敷市と笠岡市）	圏域全体の 経済成長 のけん引、 高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上 の3つの役割に 応じた取組を連携して実施することにより、人口減少・少子高齢化社会にあっても 経済を維持可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる都市圏を形成 することを目的とする。（岡山市と津山市）	相互に役割を分担して、人口定住に必要な生活機能の確保及び充実を図り、備前市及び赤穂市の区域への人材の誘導を促進するために必要な事項を定めることを目的とする。（備前市と赤穂市）

連携する 取り組み	圏域全体の産業振興の仕組みづくり。中小企業者等への支援。第1次産業の活性化。戦略的な観光振興。高度医療の充実や強化。広域的な都市基盤の整備。高等教育機能の充実や強化。医療や福祉サービスの充実。広域化による住民サービスの向上。地域活性化の推進。定住促進。圏域マネジメント能力の強化。	圏域全体の経済成長。高次の都市機能の集積・強化。生活機能の強化。結びつきやネットワークの強化。圏域マネジメント能力強化のため、圏域市町の職員の人材育成や人事交流、ファシリティマネジメントの推進外部からの行政及び民間人材の確保に向けた取り組み。	圏域全体の戦略的な産業振興に向けた仕組みの構築。国内外に開かれた広域観光の推進。広域道路交通網の整備促進。ESDによる人づくりとネットワーク化の推進。圏域の活性化に向けたスポーツ振興。公共交通ネットワークの利便性の向上。圏域内への定住・移住の促進。圏域内の職員の育成。	地域医療の連携。障害学習の推進。学校給食の広域連携。地産地消の推進及び地域ブランドの発掘。観光振興の推進。鳥獣害防止総合対策。企業誘致の推進。地域公共交通ネットワークシステムの構築。住民交流。移住の促進。職員等の交流。
役割分担	福山市・企画、実施、促進、取組	倉敷市・主体的に行う	岡山市・中心となって	おおむね対等な関係
	笠岡市・・・協力	笠岡市・協力、支援	津山市・・・協力	

岡山、倉敷の連携中枢都市圏のどちらにも属していないのは美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村の6市町村。

②問題点, 課題について（岡山の住民と自治より）

（笠岡市職労）今後の課題としては今後は、連携中枢都市圏構想推進要綱の中で、コンパクト化とネットワーク化で「地域の実情に応じた行政サービスの提供」が謳われているが、コンパクト化の名の下に連携中枢都市に一極集中し、周辺自治体で住民への行政サービス低下を招くことのないよう取り組みをいかに進めていくかが課題となると考えられる。さらに、財源の面では、現在両圏域とも2014年度・2015年度ともに、総務省の委託団体の採択を受け財政支援を受けているため、一部を除き実質笠岡市を含む他の周辺自治体の財政負担がない状況となっているが、継続した国の財政支援は不透明なことから、財政支援終了後の連携についても課題となると考えられる。

(倉敷市職労) 連携中枢都市圏構想の課題と問題点これからの流域圏発展に向けては、倉敷市に多くの医療機関が立地し、他市町からも多くの受診者があることから、自治体間で連携し、医療機関と介護事業者の連携をどのように推進をしていくのか。さらに、防災対策においては、各市町は、災害時に避難所となる小・中学校などの公共施設の耐震化や自主防災組織などにより、公助・自助・共助に向けた取り組みを行っていますが、自治体間での連携が不十分であることが問題として挙げられ、今後の「流域圏全体の生活機能サービス向上」に向けた具体的取り組みが急がれます。問題点として指摘することは、①自治体どうしの1対1の対等な関係でも、住民サービスや自治体機能そのもののスリム化が進み、格差が広がり、新たな市町村再編につながる危惧がある ②圏域で暮らす住民の暮らしそのものも集約され、人口の格差の弊害にもつながる。このことから、集約とネットワークによる本質と危険性を今後も考えていく必要があります。

(岡山市職労) アンケート結果に示されていた「医療」分野に対しては、「介護」の連携事業しか掲げられていませんが、「医療」に対する不安の多くは、「救急病院までの距離」や「病院までの交通手段」であり、「交通」分野の連携で解決を図る意図が見受けられます。「交通」「公共施設」分野として掲げられている連携事業に関しては、関係自治体の費用負担のあり方や、利用者ニーズの調査・研究が必要不可欠といえます。また、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に対する取り組みとして、「行政職員の資質向上と育成」も挙げられていますが、連携市町職員の非正規割合(岡山県労会議調べ・2015年12月時)は、最高で51.8%(和気町)、平均で38%となっており、公務職場においても「人事交流・育成」の対象となる正規職員確保が今後の課題と言えます。そして何よりも、本構想は将来の道州制移行に向けた地均しと捉えることもできることから、注視するとともに、自治体の形だけでなく地域住民の暮らしと地域を守る観点からの事業展開や取り組みが必要です。

③総合戦略、人口ビジョン

別紙「住民要求から見た市町村の姿」県政レポートNO2 を見てください。



図表 I-1 (仮称) 岡山連携中枢都市圏



広島広域都市圏発展ビジョン(連携中枢都市圏の取組)

広島広域都市圏について (広島市 HR より)

広島広域都市圏は、広島市の都心部からおおむね 60km の圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの 24 市町で構成されています。

広島広域都市圏では、1993 年、13 市町により「広島広域都市圏形成懇談会」を設立以降、圏域というエリア設定を活かしてその一体的発展に向けた交流・連携を推進してきました。

2012 年 2 月には 4 町が加わり、「懇談会」を「広島広域都市圏協議会」に改称するとともに、圏域内のまちの活性化と産業・経済の活力増進を図ることを目的として「まち起こし協議会」を設置し、「神楽」や「食と酒」といった地域資源を積極的に活用した取組を進めています。

さらに、2015 年 7 月、7 町が加わって、現在に至っています。

<圏域を構成する市町>



【広島県】広島市(連携中枢都市)、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、

海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

<計 11 市 13 町>

別紙 日本共産党広島市議会 中森辰一議員のレジメを参照してください。

福山市

備後圏域連携中枢都市圏

福山市 HR (更新情報) より

2016年10月12日 内部リンクに2016年度(平成28年度)びんご圏域活性化戦略会議「研究部会」を追加。

2016年 6月10日 内部リンクに2016年度(平成28年度)びんご圏域活性化戦略会議を追加。

2016年 4月12日 連携中枢都市圏ビジョンの変更について掲載。

2015年10月16日 内部リンクに2015年度(平成27年度)びんご圏域活性化戦略会議「研究部会」を追加。

2015年 6月19日 ページタイトルを変更。

備後圏域連携中枢都市圏について掲載。

平成26年度新たな広域連携モデル構築事業の主な取組内容について掲載。

平成27年度新たな広域連携促進事業について掲載。

2015年 3月27日 連携協約の締結, 連携中枢都市圏ビジョンの策定について掲載。

2015年 2月24日 連携中枢都市宣言について掲載。

2015年 2月 6日 名称変更に伴う修正。「地方中枢拠点都市」から「連携中枢都市」へ変更。

連携中枢都市圏構想とは

【趣旨・目的】

連携中枢都市となる圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること。

【連携中枢都市の要件】

指定都市または中核市で、昼夜間人口比率が1以上、かつ三大都市圏の区域外に所在すること。

福山市を含めて、全国で61市が該当。

【連携中枢都市圏について】

連携中枢都市となる圏域の中心都市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項）を締結することにより形成される圏域をいい、県境を越えて相互に連携することなどが可能となる。

[地方自治法の一部を改正する法律の概要（2014年〔平成26年〕5月30日公布）](#) [PDF
ファイル／92KB]

【国からの財政措置】

連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、国から必要な財政措置が講じられます。

別紙

－広島県福山市の特徴－

日本共産党福山市議団 土屋知紀 議員のレジメを参照してください

呉市

図 圏域の形成に向け検討を行う市町の位置、人口及び面積



市町名	人口 (H22国勢調査)	面積 (H26国土地理院)
呉市	239,973人	352.80Km ²
竹原市	28,644人	118.23Km ²
三原市	100,509人	471.54Km ²
東広島市	190,135人	635.16Km ²
江田島市	27,031人	100.74Km ²
府中町	50,442人	10.41Km ²
海田町	28,475人	13.79Km ²
熊野町	24,533人	33.76Km ²
坂町	13,262人	15.69Km ²
大崎上島町	8,448人	43.11Km ²
合計	711,452人	1,795.23Km ²

山口県

I 連携中枢都市（山口市・宇部市）と連携が想定される圏域

1 連携中枢都市圏の名称

山口県央連携都市圏域

2 連携が想定される市町の名称

山口県：山口市・宇部市（連携中枢都市）

萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市

島根県：津和野町

〈計6市1町〉

